

那珂市新型インフルエンザ等対策行動計画  
【改定版】（案）

令和8年 月



## 那珂市新型インフルエンザ等対策行動計画 目次

第1　はじめに	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
第2章 行動計画の作成と感染症危機対応	2
第3章 行動計画改定の目的	4
第2　新型インフルエンザ等対策の基本方針	5
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的	5
第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	6
第3章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	8
第4章 対策推進のための役割分担	11
第5章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	14
第3　新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	16
第1章 実施体制	16
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	18
第3章 まん延防止	20
第4章 ワクチン	21
第5章 保健	29
第6章 物資	31
第7章 市民の生活及び地域経済安定の確保	32
(参考) 用語解説	35

## 第1 はじめに

### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によってほとんどの人が免疫を獲得していない新たなウイルスが出現すれば、同様のリスクがある。

さらに、未知の感染症についても、感染力の高い感染症であれば社会的影響が懸念される。

これらに対応するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が国民の生命・健康を守り、社会・経済への影響を最小限に抑えることを目的に制定された。特措法では、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置・緊急事態措置などが定められており、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼす恐れがあるものであり、具体的には

- ① 新型インフルエンザ等感染症
  - ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
  - ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- である。

## 第2章 行動計画の作成と感染症危機対応

### (1) 行動計画の作成

2005年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」が策定され、茨城県も同年12月に「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、その後の感染症法の改正や科学的知見の蓄積を踏まえ、国及び茨城県ともに部分的な改定を重ねてきた。

2009年の新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応を経て、2011年に新型インフルエンザ対策行動計画が改定され、2012年4月に対策の実効性を高めるための特措法が制定された。

2013年には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）が策定され、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等が示された。

茨城県では政府行動計画で定められた事項を踏まえ、従前の「茨城県新型インフルエンザ対策行動計画」を修正し、2014年2月に「茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。

これらの動きを踏まえ、本市においても、特措法第8条に規定される市町村行動計画として、2015年3月に「那珂市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

### (2) 新型コロナウイルス感染症対応での経験

2019年12月末に中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症（COV ID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、2020年1月には日本国内でも感染が確認された。これを受け、政府は新型コロナウイルス感染症対策本部の設置や専門家会議の立ち上げ、基本的対処方針の策定など、国全体での対応を進めた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。）の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、様々な施策が取られた。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した2023年5月8日に、新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置付けられ、政府対策本部及び基本的対処方針が廃止されたが、これらの経験を通じ、感染症危機が社会のあらゆる分野に影響を

及ぼし、生命と健康のみならず、経済活動や日常生活全体に深刻な影響を与えることが明らかとなった。

本市においても、保健所や医療機関との連携、ワクチン接種会場の設置、感染症対策の啓発など、現場で直接市民と向き合いながら迅速な対応が求められた。そして感染症対応は市・県・国が一体となった社会全体での危機管理であることを改めて実感することとなった。

新型コロナの経験を、将来必ず再び訪れる感染症危機への備えとして、今後の行政運営や地域の連携強化に活かしていく必要があるため、これまでの脅威や対応状況等について、適切に引き継ぐとともに、平時から備えを行うことが重要である。

## 第3章 行動計画改定の目的

### (1) 市行動計画の改定目的

政府行動計画は、新型コロナにおける感染症危機対応で明らかになった課題を踏まえ、2023年9月から新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において課題が整理され、2024年7月全面的に改定された。

主な課題として、

- ・平時の備えが不十分であったこと
- ・状況変化への柔軟、迅速な対応の難しさ
- ・分かりやすい情報の発信不足

が挙げられ、平時からの体制整備、国民生活及び社会経済活動への影響の軽減、基本的人権の尊重の3つの目標を実現する必要があるとされた。

政府行動計画が全面改定されたことを受け、2025年3月に県行動計画も全面改定された。

本市では、政府行動計画、県行動計画の全面改定を受け、従来の「市行動計画」（平成27年3月版）を全面改定し、新たな課題に対する取組の強化を図ることとする。

## 第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、まん延の恐れがある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や生活及び経済にも大きな影響を与えかねない。そのため新型インフルエンザ等の対策を、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

感染拡大を可能な限り抑え、流行のピーク時の患者数を可能な限り少なくすることで、医療提供体制整備等のための時間を確保する。

#### (2) 市民の生活及び地域経済への影響が最小となるようにする。

感染拡大防止と地域経済活動の維持の両立を図る対策を講じ、市民の生活や経済活動への影響を最小限に抑えるとともに、生活及び経済の安定確保に努める。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、過去の新型インフルエンザや新型コロナの経験から既知の感染症だけでなく、今後発生し得る新たな呼吸器感染症にも備えた幅広い視点での対策を検討する必要がある。

市行動計画では、県行動計画と整合性を持たせ、感染症の発生前から流行の終息まで、状況に応じて実効性と柔軟性を兼ね備えた対応を定める。

なお、新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況などのほか、市の実情や、社会的・経済的影响、人権への配慮を踏まえ、適切な対策を選択し決定する。

- 発生前の段階（準備期）では、国及び県による水際対策や、地域における医療提供体制の整備、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンの供給体制の整備などの動向の把握に努め、市民に対する啓発や業務継続計画の策定、DXの推進などのほか、事前準備を行うことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、迅速に初動対応に切り替える。
- 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、感染拡大を抑えるため、患者の入院や薬による治療及び予防投薬、接触者の外出自粛、外出制限など国及び県の対策状況を踏まえ施設利用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じる。
- 国内外の発生当初等の病原性や感染性の情報が限られている場合は、過去の経験を基にリスクを想定して、封じ込めを念頭に対策を実施するが、常に情報を収集・分析し、状況の進展に応じて、対策の見直しを図る。
- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、市は国及び県、並びに事業者と相互に連携して、医療や生活・経済活動を支える必要があるが、想定どおりいかないことも考えられるため、状況に応じた柔軟な対応が求められる。
- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、国及び県の科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及状況に合わせてワクチン接種体制の整備に努める。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策として、医療対応（ワクチン・治療薬等）と社会的な感染対策（不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の要請、各事業所における業務縮小等による接触機会の抑制等）を組み合わせた総合的な対応を実施する必要がある。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国及び県、並びに市による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが重要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新型の感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

本行動計画は、市が対策を進める上での基本的な方針及び認識を示すものであり、具体的な対応はマニュアル等に基づいて対策を実施していく。

## 第3章 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画又は業務計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### (1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機の対応には、平時からの備えが重要であるため、以下（ア）から（エ）までの取組を通じて、初動対応の体制整備や情報基盤の強化を進める。

#### (ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

新型インフルエンザ等の発生に備え、実施すべき対策を県や関係者間で共有し、その実施のために必要となる準備を行う。

#### (イ) 感染事例の情報の注視と迅速な初動の体制整備

感染事例の情報を注視し、国内外で初発の感染事例の情報が得られた場合、速やかに初動対応に移れるよう体制整備を進める。

#### (ウ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた点検や改善

感染症危機は必ず起こりうるものであるとの認識を広く周知し、次の感染症危機への備えをより万全なものとするため平時の備えについて点検や改善を行う。

#### (エ) DXの推進等

医療関連情報を有効活用し、連携の円滑化等を図るためDXの推進に取り組む。

---

## (2) 感染拡大防止と経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

以下の(ア)から(オ)までの取組により、市民の生命及び健康の保護と市民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

### (ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

感染症の特徴や発生状況に基づき科学的なデータとリスク評価により対策を検討し、平時から評価体制を整備する。

### (イ) 医療提供体制、市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

国及び県の指示に基づき、医療提供体制の速やかな拡充を図り、感染拡大のスピードやピークを抑える。必要に応じて、市民の生活や地域経済への影響にも考慮し対策を講じる。

### (ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

病原体の性質や医療提供体制の状況などの変化に応じて、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。なお、対策の切り替えの判断は県の基準を参考にする。

### (エ) 対策項目ごとの時期区分

個々の対策についてリスク評価に応じた切替時期の目安を設け、柔軟に対応できるよう対策内容を整理する。

### (オ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

平時から感染症の基本知識について、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、こどもを含む様々な年代に応じた分かりやすい情報を提供する。

---

## (3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策を行う際は、基本的人権を尊重し、特措法による制限を加える場合は必要最小限にとどめる。市民等に法的根拠や対策内容を分かりやすく周知し、理解を得ることを基本とする。また、感染者や家族、医療従事者に対する誹謗中傷や差別は人権侵害であり、感染拡大や医療提供体制への悪影響を及ぼす

恐れがあるため、特に社会的弱者への配慮を忘れず、社会の分断を防ぎ、市民の安心を確保する。

---

#### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は県等と連携を密にし、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。新型インフルエンザ等対策に関して必要がある場合には、県等に対して総合調整を行うよう要請する。県等はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には、速やかに所要の総合調整を行う。

---

#### (5) 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機において必要となる医療提供体制等について、平時から県等と連携し、研修や訓練への参加や実施など、有事に備えた準備を行う。

また、社会福祉施設等は高齢者や基礎疾患を有するかたが多く利用しており、感染により重症化等のリスクが高くなることも懸念されるため、有事には病原体の性状等も踏まえ、医療機関に準じて感染対策を講ずる。

---

#### (6) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を図るとともに、避難所施設の確保や、自宅療養者等の避難に関する情報共有等の連携体制を整備する。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じて、避難所施設の感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

---

#### (7) 記録の作成や保存

海外又は国内で新型インフルエンザ等が発生した段階で、「那珂市新型インフルエンザ等危機警戒対策部」（以下、「市警戒対策部」という。）及び「那珂市新型インフルエンザ等対策本部」（以下、「市対策本部」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

## 第4章 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国はWHO（世界保健機関）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

さらに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬（検査キット）、治療薬等の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

### (2) 地方公共団体の役割

#### 【県】

県は特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。このため、県は感染症予防計画や医療計画において、平時からの計画的な取組（医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等）の進捗確認を行い、関係機関が一体となって医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C Aサイクルに基づき改善を図る。

#### 【市】

市は、市民に最も近い行政単位であることから、市民に対するワクチン接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の高齢者、障がい者等の要配慮者等への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求めら

れる。自宅療養者等に対する健康観察や生活支援等の療養環境の整備等、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて市民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図るものとし、対策の実施に当たっては、県や近隣自治体と緊密な連携を図る。

---

### (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策や必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、各医療機関は、当該感染症の特性を踏まえ、特定機能病院、感染症指定医療機関等それぞれの役割を担う。協定指定医療機関は医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

---

### (4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

---

### (5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する、特定接種の対象となる医療の提供の業務、又は国民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても、最低限の市民の生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。

---

## (6) 一般の事業者の役割

事業者については、職場における感染対策を行うことが求められる。市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。多くの人が集う事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄を行う。

---

## (7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、個人が行う基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）を実践する。個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うように努める。

発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、各個人が感染拡大を抑えるための対策を実施するよう努める。

## 第5章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

### (1) 市行動計画の主な対策項目

本計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民の生活及び地域経済への影響が最小となるようする」ことを達成するため具体的な対策を定めるものである。本計画では、市が取り組むべき7項目を主な対策項目とする。

### (2) 対策項目ごとの考え方

#### ① 実施体制

国及び県、並びに各関係機関と、相互に連携を図り全市的な危機管理の問題として取り組む。

新型インフルエンザ等の発生前から、県等と連携して新型インフルエンザ等の発生に備え情報共有、連携体制の確認及び訓練等を通じて対応能力を高めておく。

担当課をはじめ、関係各課においては、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげ、可能な限り感染拡大の抑制を図り、市民の生活を保護する。

国が「政府対策本部」を設置した場合又は国が県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合には、直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止及び社会的機能の維持を図る。

#### ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、誤情報や偏見が生じやすいため、市は国及び県から発信される科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に発信するとともに、市民等や関係機関との双方向のコミュニケーションを通じて、適切な判断と行動を促す。平時から市民の意識を把握し、リスクコミュニケーションの体制を整備しておくことが重要である。

#### ③ まん延防止

国及び県と協力して、まん延防止対策を講じ、感染のスピードやピークを抑えることにより、医療機関が対応可能な範囲内に患者数を収められるよう努める。

特に治療薬やワクチンが十分でない段階では、公衆衛生上の措置としてのまん延防止対策が重要である。

#### ④ ワクチン

ワクチン接種は、市民の感染・重症化を防ぎ、医療負担を軽減する重要な手段であり、社会全体の安定にもつながる。市は、国及び県、医療機関、関係団体などと連携し、平時から接種体制の整備や実施方法の準備を進め、有事の際に迅速な対応ができるようにしておくことが必要である。

#### ⑤ 保健

地域の実情に応じた対策を講じ、市民の生命と健康を保護する必要があるため、市民への分かりやすい情報提供とリスクコミュニケーションを行い、理解と協力を得ることが重要である。

また、感染は市内に限定されるものではないため、県の調整や指示に連携して対応することが必要となる。平時から県や関係機関と協議体等を活用して連携体制を整えておくことが求められる。保健所と連携し、感染拡大時には検査結果の共有、接触者の把握などを迅速に進める体制に協力することが必要である。そのため平時から必要な情報収集、業務の優先順位整理、ＩＣＴ活用などによる効率的な対応力の強化が必要である。

#### ⑥ 物資

感染拡大時には、マスクや防護具などの感染症対策物資の需要が急増し、医療や検査に支障ができる可能性がある。

発生時には、県と連携して、必要な物資が医療機関等に行き渡るように対応する。個人防護具などが不足する場合には、国及び県の支援を活用し、必要な配布が行えるよう調整を行う。

#### ⑦ 市民の生活及び地域経済安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民等に準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生活及び地域経済安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染予防に努める。

## 第3 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

新型インフルエンザ等発生時に、市及び関係機関は迅速かつ的確に対応できる体制を確保するため、平時から関係機関の役割を整理し、指揮命令系統の構築及び拡張可能な組織体制の整備、人員の調整や縮小可能な業務の整理等を行う。

検討段階の判断に基づき、必要に応じて市対策本部を立ち上げ、感染状況や各対策の実施状況に応じて柔軟に体制を見直しながら、円滑かつ効果的な対策の実施を図る。

#### 所要の対応

##### 1 準備期

###### (1) 行動計画等の策定や体制整備・強化

- ① 新型インフルエンザ等に対し、総合的な対策を迅速に実施するため市行動計画及びマニュアルを策定し、必要に応じて変更する。
- ② 行動計画の策定や変更の際には、感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を聴取する。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時において、強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、特に優先すべき重要な業務の特定を行う。

###### (2) 県や近隣自治体との連携強化

県や近隣自治体と連携して、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認を行うとともに、訓練に参加する。

##### 2 初動期

###### (1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の対応

- ① 海外又は国内で新型インフルエンザ等が発生した段階で、市警戒対策部を設置し、市対策本部を設置することを検討するとともに、業務継続のための体制整備など、新型インフルエンザ等対策に係る対応の準備を進める。なお、政府対策本部を設置した場合や県対策本部を設置した場合は、直ちに市対策本部を設置する。

## 市対策本部の構成

那珂市新型インフルエンザ等対策本部（13名）

本部長 市長

副本部長 副市長、教育長

本部員 企画部長、総務部長、市民生活部長兼危機管理監、保健福祉部長、  
産業部長、建設部長、上下水道部長、議会事務局長、教育部長、  
消防長

- ② 強化・拡充すべき業務に必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応の調整を進める。

### (2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討する。

## 3 対応期

### (1) 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務代行を要請する。
- ② 特定新型インフルエンザ等対策を実施するために必要がある場合には、県や近隣自治体に対して応援を求める。

### (2) 必要な財政上の対応

国からの財政支援を有効に活用するとともに、財源の確保に努め必要な対策を実施する。

### (3) 緊急事態措置

緊急事態宣言がなされた場合には、直ちに市対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する必要がある場合には、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

### (4) 市対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市民等が、可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断し行動できるよう、平時から、感染症対策等について分かりやすく情報提供・共有する。

また、市民等に対し、個人が行う基本的な感染症対策が社会全体の感染拡大防止に大きく寄与すること、感染者等への偏見や差別が感染症対策の妨げとなることを周知するとともに、その時点で得られた科学的知見に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等の不安の解消等に努める。

### 所要の対応

#### 1 準備期

##### (1) 感染症に関する情報提供・共有

平時から市民等に対し、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症対策（換気、マスク着用等のエチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策について、継続的かつ適時に、分かりやすく情報提供・共有を行う。

##### (2) 県と市における感染状況等の情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生時における、県との情報提供・共有の在り方を確認しておく。

##### (3) 偏見・差別及び偽・誤情報等に関する啓発

感染症は誰もが感染する可能性があることを踏まえ、感染者やその家族、医療関係者等に対する偏見や差別並びに感染症危機において生じる偽・誤情報の流布は、感染症対策の妨げになることから、法的責任を伴う場合があることを含め、市民等の理解及び情報リテラシーの向上を図り、正確な情報の周知に努める。

#### 2 初動期

##### (1) 情報提供・共有

国の取組に関する留意事項や近隣自治体の対応も参考にしつつ、市民等に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

##### (2) 県と市における感染状況等の情報提供・共有

準備期に整理された県との情報提供・共有のあり方を踏まえ、状況を速やかに把握し、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援の準備を行う。

### (3) 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 国及び県が設置する情報提供・共有のためのホームページやQ & A、コールセンター等を市民等へ周知する。
- ② SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うように努める。

### (4) 偏見・差別及び偽・誤情報等に関する啓発

感染症は誰もが感染する可能性があることを踏まえ、感染者やその家族、医療関係者等に対する偏見や差別並びに感染症危機において生じる偽・誤情報の流布は、受診控えを招き感染症対策の妨げになることから、法的責任を伴う場合があることを含め、市民等に対し早期に注意喚起を行うとともに、正確な情報を速やかに周知する。

## **3 対応期**

### (1) 情報提供・共有

国の取組や近隣自治体の対応を踏まえ、市民等に対して施策や行動要請等に関する情報を提供するとともに、誤情報や不安の拡大を防止するためのリスクコミュニケーションを行う。

### (2) 県と市における感染状況等の情報提供・共有

県からの協力要請を受け、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援に関して協力する。

### (3) 双方向のコミュニケーションの実施

国及び県が設置した情報提供・共有のためのホームページやQ & A、コールセンター等の設置を通じて、市民等が持つ疑問や不安に関する情報収集をするなど双方のコミュニケーションを行い、速やかにリスク情報や対策について情報提供する。

### (4) 偏見・差別及び偽・誤情報等に関する啓発

感染症は誰もが感染する可能性があることを踏まえ、感染者やその家族、医療関係者等に対する偏見や差別並びに感染症危機において生じる偽・誤情報の流布は、受診控えを招き感染症対策の妨げになることから、法的責任を伴う場合があることを含め、市民等に対し適切な情報提供及び注意喚起を行うとともに、正確かつ最新の情報を迅速に周知する。

## 第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等の発生時に、感染拡大のスピードやピークを抑制し、確保された医療提供体制で対応可能な状況を維持することを目的とする。そのため、市民の生命及び健康を保護するとともに、まん延防止対策への市民や事業者の理解と協力を促進し、対策による社会的影響の緩和を図る。さらに、指標やデータを活用して対策の効果と影響を総合的に判断し、柔軟に方針を切り替えることで、医療のひつ迫回避と経済活動への影響軽減の両立を目指す。

### 所要の対応

#### 1 準備期

##### (1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、医療機関等に相談し指示を仰ぐことや、感染を広げないように、不要不急の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行うこと等有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

#### 2 初動期

##### (1) まん延防止対策の準備

- ① 国及び県からの要請を受けて、対応に必要な人員等の確保及び維持すべき業務の継続を図るため、特に優先すべき重要な業務の特定を行うなど体制の準備を行う。
- ② 感染拡大を想定し、まん延防止対策として公共施設の利用制限に対応できるように準備する。

#### 3 対応期

##### (1) まん延防止対策

- ① 国及び県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、感染状況及び市民の状況等に応じ、基本的な感染症対策の周知、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用の取組を勧奨する。
- ② 感染状況に応じて、まん延防止対策として公共施設の利用制限を実施する。

## 第4章 ワクチン

国及び県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から準備を進める。構築した接種体制で接種を希望する市民が迅速にワクチンを接種できるようにするとともに、接種後の症状等についても適切な情報収集を行う。またワクチンの供給量や接種体制について関係者間で隨時見直しを行い、柔軟な運用ができる体制を維持する。

### 所要の対応

#### 1 準備期

##### (1) ワクチンの接種に必要な資材

表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるように準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク・防護服
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子
<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器	<input type="checkbox"/> 膚盆
<input type="checkbox"/> 手指消毒液	<input type="checkbox"/> 聴診器、ペンライト
<input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> 【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印・スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	<input type="checkbox"/> 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机・椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

## (2) ワクチンの供給体制

実際にワクチンを供給するに当たっては、県と連携し卸売販売業者や管内のワクチン配送事業者の把握をする。また、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量の想定を行う。

## (3) 接種体制の構築

① 那珂医師会等の医療関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を行う。

② 国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得るものに対し集団接種を原則として、速やかに特定接種ができるように、接種体制を構築する。

特定接種の対象となり得る職員については、対象者数を把握し、国に人数を報告する。

③ 平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ア）準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、那珂医師会等と連携し、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実現できるよう接種の流れを確認するためのシミュレーションを行うなど、接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- ・接種対象者数
- ・市の人員体制の整備
- ・医師、看護師、受付担当者等の医療従事者の確保
- ・接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の構築
- ・接種に必要な資材等の確保
- ・国及び県、並びに近隣自治体や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- ・接種に関する市民への周知方法の検討

医療従事者や高齢者施設の従事者、接種対象者数を推計して、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難なかたが接種を受けられるよう、市関係各課と連携し、接種体制の検討を行う。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

対象	住民接種対象者試算方法		
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のあるかた	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に集団接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、那珂医師会等の協力を得てその確保を図る。さらに個別接種、集団接種のいずれの場合も、那珂医師会等や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努める。

接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付、待合、問診、接種、経過観察、応急処置、ワクチンの保管及び調剤（調製）等の場所が、接種会場の入口から出口までの導線に交差なく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう工夫した配置にする。

また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう努める。なお、医師及び看護師の配置については直接運営するほか、那珂医師会等と委託契約を締結し、市内医療機関等が運営を行うことも可能とする。

- (イ) 円滑な接種の実施のため、全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、他の市町村における接種を可能とするように取組を進める。
- (ウ) 速やかに接種できるよう、那珂医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### (4) 情報提供・共有

- ① 平時を含めた準備期においては、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や、不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進める。
- ② 那珂医師会等の関係団体との連携の下、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

#### (5) DXの推進

- ① 健康管理システムにおいて、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができないかたに対しては、紙の接種券等で対応する。

## **2 初動期**

#### (1) 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、準備期に整理した接種体制の構築を行う。また、必要と判断し準備した資材についても、適切に確保する。

#### (2) 接種体制（特定接種）

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、準備期に検討した体制を基に、接種体制の構築を行う。

#### (3) 接種体制（住民接種）

- ① 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、業務量の大幅な増加が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制を確保する。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務の内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位

及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種会場を設営する際には、接種に携わる従事者、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は県及び那珂医師会、看護協会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 近隣自治体、那珂医師会、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、併せて接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じて、総合保健福祉センターなどの公的施設や、医療機関以外の会場を活用し、集団接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 高齢者施設、社会福祉施設等に入所中のかたなど、接種会場での接種が困難なかたが接種を受けられるよう、市関係各課との調整の下、接種実施医療機関等と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 集団接種会場を設ける場合は、会場の運営方法を検討し、従事者の確保を進める。なお、集団接種会場を設ける場合は、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーを活用した接種対象者の本人確認等、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、システム基盤に関する必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 集団接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届け出を管轄保健所に提出する。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるよう救急処置用品をあらかじめ那珂医師会等と協議の上、準備を行うとともに、適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合には、発症者の速やかな治療や運搬に対応できるよう、あらかじめ、会場の従事者について役割を確認し市消防本部の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、より適切な体制を確保する。具体的に救急処置に必要な物品は表1のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。
- ⑩ 住民接種等の実施により使用した注射針等の感染性産業廃棄物が、運搬されるまで保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げる等、必要な措置を講じる。また、廃棄物の処置及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。
- ⑪ 集団接種会場における感染症予防のため、接種経路の設定については、ロープなどにより進行方向に一定の流れを作ることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮する。また、被接種者が一定の間隔を取ることができるように、充分な広さを確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

### 3 対応期

#### (1) ワクチンや必要な資材の供給

- ① 国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握が必要な際は、迅速かつ正確に行う。
- ② 国から割り当てられたワクチンの量に基づき、接種実施医療機関等の接種可能量に応じた量の調整を行う。
- ③ ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解決するために、県を中心とした調査による偏在等の状況を把握した上で、県及び近隣自治体との融通を行う。

#### (2) 接種体制（特定接種）

国が、特定接種を実施することを決定した場合において、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員等の対象者に集団接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を実施する。

#### (3) 接種体制（住民接種）

- ① 国からの要請を受けて、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、準備を進める。
- ② 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等が必要であれば検討を行う。
- ③ 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状があり、予防接種を行うことが不適当であるかたについては、接種会場に赴かないよう広報等により周知し、接種会場においては掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮し、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者等で、当該医療機関における接種が困難な場合は訪問による接種も検討する。
- ⑥ 高齢者施設、社会福祉施設等に入所中のかたなど、接種会場での接種が困難なかたが接種を受けられるよう、市関係各課と那珂医師会等が連携し、接種体制を確保する。

#### (4) 接種に関する情報提供・共有

- ① 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請に基づき、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 接種券の発行については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。その他状況に応じ、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逃すことのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、ウェブサイトやSNS、広報等を活用して周知する。合わせてスマートフォン等に対して電子的に通知することも検討する。
- ④ 実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、市内の接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、市民に分かりやすく情報提供を行うことや、国における最新の予防接種に係る情報について市民への周知を行う。
- ⑤ パンデミック時においては、定期の予防接種の接種率が低下することが想定されるため、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。
- ⑥ 具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

#### (5) 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて集団接種会場の増設等を検討する。また、県や近隣自治体と連携し、広域での接種体制の確保について検討する。

#### (6) 接種記録の管理

準備期に整備したシステムを活用し接種記録の登録を行うとともに、接種の際は接種歴を確認し、接種誤りを防止する。また、接種を受けたかたがスマートフォン等により電子的に当該接種に係る記録を閲覧できるよう、接種記録の適切な管理を行う。

#### (7) 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、国の審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査が行われる。
- ② 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、被接種者等からの相談等についても適切に対応する。なお、住民接種の場合の申請は、接

種した場所が本市以外であっても、接種時に本市に住民票を登録していれば、  
予防接種法第15条第1項に基づき、市が受け付ける。

- ③ 健康被害が認定された場合の給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施  
主体、住民接種の場合は市となる。

## 第5章 保健

市は、平時から感染症に関する情報を収集・分析し、関係機関や市民と共有し、感染状況や対策への理解を深め、有事の円滑な対応につなげる。県が公表する情報には迅速に対応し、役割分担と連携体制に基づいて各機関が必要な体制を確保し、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

### 所要の対応

#### 1 準備期

##### (1) 感染症に関する情報提供

平時から市民等に対し、個人が行う基本的な感染症対策が、社会全体の感染拡大防止につながることを周知する。

##### (2) 関係機関との連携体制及び情報共有方法の構築

- ① 県と連携し、関係機関との意見交換や調整を実施し、感染症発生時に備える。
- ② 県や関係機関と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由なかた等の要配慮者に対して、有事の際に適時適切に情報共有ができるよう、平時から感染症情報の共有方法等について検討する。

#### 2 初動期

##### (1) 市民等への情報提供・共有

国及び県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等について周知を行う。また、コールセンターの設置など、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築し、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

##### (2) 県と市における感染状況等の情報提供・共有

準備期に整理された県との情報提供・共有のあり方を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援の準備を行う。

#### 3 対応期

##### (1) 市民等への情報提供・共有

国の取組に関する留意事項や近隣自治体の対応も参考にしつつ、市民等に対して必要な情報提供・共有・リスクコミュニケーションを行う。

## (2) 健康観察及び生活支援

県から新型インフルエンザ等の患者や、その濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が食事の提供や、日常生活を営むために必要なサービスの提供またはパルスオキシメーター等の物品の支給を実施する場合は、それに協力する。

## 第6章 物資

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることがないよう、国及び県と連携して、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行い、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

### 所要の対応

#### 1 準備期

##### (1) 感染症対策物資等の備蓄等

本計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることとする。

市消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

#### 2 初動期

##### (1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市消防本部は、国及び県からの要請を踏まえ、感染症対策等に必要な物資等の備蓄状況を確認するとともに、その他必要となる感染症対策物資等について、国・県と連携して、その確保に努める。

#### 3 対応期

##### (1) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県や近隣自治体、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材の相互融通を図るための、協力体制を構築する。

## 第7章 市民の生活及び地域経済安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、感染拡大防止の各種措置により、市民生活や地域経済にも大きな影響が生じるおそれがある。このため市は、感染症の発生に備えて平時から必要な準備を進めるとともに、事業者や市民に対して適切な情報提供と助言を行い、事業継続や感染防止のための取組を促進する。発生時には、迅速に所要の支援及び対策を実施し、市民生活及び地域経済の安定を確保するとともに、感染症による影響の緩和を図る。

### 所要の対応

#### 1 準備期

##### (1) 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や市関係各課との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

##### (2) 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等発生時の支援の実施に係る行政手続きや支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等を含め、支援が必要な方に迅速に網羅的に情報が届くよう留意する。

##### (3) 物資及び資材の備蓄

本計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は、業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることとする。

事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを奨励する。

##### (4) 生活支援を要するかたへの支援等の準備

新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

## (5) 火葬体制の構築

- ① 火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する。
- ② 区域内における火葬の適切な実施ができるよう市担当課と調整を行う。

## **2 初動期**

### (1) 事業継続に向けた準備等の要請

県が、感染の可能性のあるかたとの接触機会を減らす対策として、事業者に対し感染が疑われる症状が見られる職員等の休暇取得、オンライン会議の活用、テレワークや時差出勤の推進等、感染拡大防止に必要な対策等の準備を要請する際には、市においても周知に努める。

### (2) 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## **3 対応期**

### (1) 市民に対する対策・支援

- ① 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な対策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じる。
- ② 高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。
- ③ 新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、市担当課と協力して、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

### (2) 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、買占め及び販売事業所の売惜しみが生じないよう、周知・啓発に努める。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

### (3) 埋葬・火葬の特例等

- ① 国からの要請を受けた場合には、可能な限り火葬炉を稼働させるよう手配する。
- ② 県のから要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣自治体に対して広域火葬の協力を行う。
- ③ 遺体の搬送・火葬作業従事者と連携し、火葬場と調整の上、円滑な火葬を実施できるように努める。また、火葬能力を超えることが明らかになった場合には、国からの要請に基づき、市は直ちに、臨時遺体安置所として準備している場所や一時安置施設等を活用した適切な遺体の保存・安置を行うとともに、これに必要な人員等を確保する。
- ④ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から近隣自治体の火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるように近隣自治体へ協力を求める。
- ⑤ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、緊急の必要があるときは、特措法で定める埋葬及び火葬の特例に基づき、埋火葬に係る手続きを行う。

### (4) 地域経済の安定の確保を対象とした対応

- ① 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等まん延防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置を、効果的に講ずる。
- ② 新型インフルエンザ等緊急事態において、市は「那珂市水道事業新型インフルエンザ等対策事業継続計画」に基づき、水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置を講ずる。

## 【用語解説】

### ●感染症対策物資等

感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医薬機器）、個人防護服（着用することによって病原体に暴露することを防止するための個人用の道具）、この他これらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

### ●感染症法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律。（平成10年法律第114号）

### ●緊急事態宣言

特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。国民の生命及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はその恐れがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

### ●緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のことであり、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために国や地方公共団体が実施する様々な対応のこと。

### ●健康観察

感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症の感染者や濃厚接触者の健康状態を一定期間把握・追跡すること。

### ●行動計画

特措法に基づき、政府、都道府県、市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。

市町村行動計画は、特措法第8条第2項に掲げる事項を定める必要があり、また、政府行動計画及び都道府県行動計画と整合をとる必要がある。

### ●自宅療養者等

症状が軽症のかたで自宅、宿泊施設、高齢者施設、障がい者施設等で安静に療養を行うかた。

### ●総合調整

行政機関の諸活動の間に、行政としての統一性・一体性をもたらすこと。

### ●指定（地方）公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの。

### ●住民接種

新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の際に、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第1項または、第6条の第3項に基づき実施する予防接種のこと。

### ●情報リテラシー

情報を正しく見極め、理解し、使い、発信する力。

### ●新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する、新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

### ●新型コロナウイルス感染症

感染症法第6条第7項に規定する、新たに人から人に伝染する能力を有することとなった、重症急性呼吸器症候群コロナウイルス2（SARS-CoV2）による感染症をいう。

### ●対策本部

特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部であり、市は特措法第34条第1項に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された際に設置される。

## ●特措法

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

## ●特定接種

特定接種とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して臨時に行う予防接種のこと。

## ●フレイル

加齢に伴い身体の様々な機能が低下することによって、健康障がいに陥りやすい状態のこと。

## ●まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のことであり、特定地域からのまん延を防ぐための措置。知事が都道府県内の特定の区画・市町村単位で指定し、感染拡大を防ぐために状況に合わせて対象地域を決定する。

## ●リスクコミュニケーション

社会を取り巻くリスクに関する正確な情報を、行政、専門家、企業、市民などの関係者間で共有し、相互に意思疎通を図ること。

## ●リスク評価

識別・分類したリスクを発生可能性、影響度の尺度を用いて評価するプロセスのこと。

## ●ＩＣＴ

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称で、情報と通信を組み合わせた技術全般のことを指す。